

第 1 1 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 5 月 2 4 日 1 3 : 3 0 ~ 1 3 : 5 0

場 所 役場庁舎 会議室

出席委員（承認印）

1 番 埤田	2 番 八田	3 番 佐藤	4 番 内田	5 番 大島	6 番 鈴木	7 番 山口
8 番 水崎	9 番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：水崎（勝）委員

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

1 番 埤田代理
2 番 八田委員

3 報告事項

- （１）諸般の報告について
- （２）５月の業務報告について
- （３）６月の業務予定について

4 議案

- 第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 号 現況証明願の承認について
- 第 5 号 職権による登記地目変更願について

5 協議事項

- （１）その他

6 その他

- （１）次回の総会 6 月 2 5 日（火）午後 1 時 0 0 分から
- （２）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第 11 回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、水崎勝秀委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。 ただ今の出席委員数は、12 名で定足数に達しております。 それでは、これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	皆さん大変ご苦勞様でございます。 それではさっそく会議を進めていきたいと思ひます。 まず日程 2 の議事録署名委員の指名をいたします。 1 番 埤田代理、2 番 八田委員この両名を指名いたします。 続きまして日程 3 の報告事項に入ります。 (1) 諸般の報告について 事務局からありますか。
事務局長	ありません。
議長	皆さんの方からはありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	それでは、(2) 5 月の業務報告 及び (3) 6 月の業務予定について、事務局から説明願ひます。
事務局長	(2) 5 月の業務報告についてですが、 7 日臨時会がありまして、上田教育長の次期任期の任命への同意がされています。同日、農業担い手育成センター総会に出羽会長、埤田代理(北海道指導農業士)、八田委員、濱野委員が出席されています。水崎勝秀氏につきましては、北海道農業士としてご出席いただいております。 5 月 27 日から 29 日全国農業委員会会長大会、要請活動に出羽会長が出席予定です。 次に(3) 6 月の業務予定についてですが、 4 日議会の初日となり出羽会長に出席いただきます。 また、15 日平和祭に出羽会長、出席予定です。 26 日北海道農業会議総会に出羽会長出席予定となっております。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、 (1) 賃借権設定の番号 1 番について説明願ひます。

事務局長	議案４ページをご覧ください。 賃貸借の番号１番です。 貸主は、北嶋健一郎さんで、借主は、北嶋ファーム株式会社です。 土地の所在は、南常盤東１線２９３番３ほか、合計５筆、1,991.00㎡です。 賃貸借期間は、許可の日から令和１６年１２月３１日までの１０年間で、 借賃は１０アール当たり７,０００円、年額１４,０００円です。 議案５ページに位置図を、６ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書１ページに記載のとおり、農地法 第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号１番について、現地確認委員の意見を求めます。
	３番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	５番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号（１）賃借権設定の番号１番について、原案どおり可決決定する ことに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号（１）賃借権設定の１番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）使用賃借権設定の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	議案７ページをご覧ください。 使用賃借の番号１番です。 小山秀樹さん所有の農地を経営移譲のため息子の小山陣さんへ使用賃借する 案件です。 土地の所在は、東戸蔭東６線１４７番１の他、合計３０筆、326,475㎡です。 使用賃借期間は、許可の日から令和１６年１２月３１日までです。 議案９ページに位置図を、１０ページ・１１ページに地番図をお付けしてお

	ります。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書２ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用貸借権の番号１番について地区担当委員の意見を求めます。
柴田委員	９番 柴田委員 何か補足などありませんか。
議長	ありません。
濱野委員	１２番 濱野委員 何か補足などありませんか。
議長	ありません。
委員	それでは、使用貸借権の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
議長	（「ありません。」の声）
委員	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号（２）使用貸借権の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
議長	（「ありません。」の声）
事務局	議案第１号（２）使用貸借権の１番は、原案どおり可決決定されました。 議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について、番号１番について事務局から説明願います。 議案１２ページをご覧ください。番号１番です。 新札内生産組合が、バンカーサイロを増設するための永久転用の許可申請です。 土地の所在は、新札内東５線１８５番１３の１筆、971.05㎡です。 工事期間は、許可の日から令和６年９月３０日までです。 転用にかかる部分の面積内訳については、記載のとおりとなっています。 議案１３ページに位置図を、１４ページに転用部分の実測図（地番図）をお付けしております。 また、別紙でお配りしている資料 調査書３～５ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。 また、本案件の農地転用に係る農振法上の用途変更手続きについては、議案１５ページ、１６ページのとおり令和６年５月９日付で用途変更が完了し、計画変更の決定がされております。

	現地確認は、水崎勝秀委員、濱野委員が行っております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。
	11番 水崎勝秀委員は欠席ではありますが、問題なかったということです。
	12番 濱野委員 何か補足などありませんか。
濱野委員	ありません。
議長	それでは番号1番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号1番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号1番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、 売買の番号1番について、事務局から説明願います。
事務局長	議案17ページをお開きください。 今回の案件は、売買1件です。 議案18ページ、売買の番号1番です。 農地売買等事業による北海道農業公社から廣瀬孝寿さんへの売渡の案件です。 土地の所在は、上札内西1線312番1ほか合計9筆、70,864.00㎡の農地です。 所有権移転の時期は、令和6年5月27日、対価の支払期限は令和6年7月25日です。 売渡価格は10,275,000円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。

	それでは、売買の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。 次の議案第４号については、 濱野委員が当事者となっている案件ですので、 農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の 審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （濱野委員退席）
議長	会議を再開いたします。 次に、議案第４号、現況証明願の承認について 番号１番について事務局から説明願います。
事務局	議案の１９ページをご覧ください。 番号１番です。 申請者は、濱野裕二さんで、登記地目の畑を現況地目の宅地に変更するための申請です。 土地の所在は、西戸蔦東３線１４９番１のうちの１筆、2,992.11㎡の土地です。 ２０ページに位置図を、２１ページに地番図をお付けしています。 現地確認は、山口委員、柴田委員、水崎勝秀委員が行っています。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１番について、現地確認委員３名を代表して ９番 柴田委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
柴田委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。

	質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 暫時休憩いたします。 (濱野委員着席)
議長	会議を再開いたします。 次に、議案第５号 職権による登記地目変更願について、 番号１番について、事務局から説明願います。
事務局長	議案２２ページをご覧ください。 番号１番です。 申請者は、土地所有者である汐川純子さんで、登記地目の原野を現況地目の畑に変更するための申請です。 土地の所在は、元大正基線１７６番７の１筆 ４,６００.００㎡の土地です。 ２３ページに位置図を、２４ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、埤田代理、内田委員が行っています。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 番号１番について現地確認委員の意見を求めます。
埤田代理	１番 埤田代理 何か補足などありませんか。 ありません。
議長	４番 内田委員 何か補足などありませんか。
内田委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定しました。 以上で議案の審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 協議事項（１）その他については、事務局からないようですので、皆さんから何かございますか？
委員	(「ナシ」の声)
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、６月２５日（火）午後１時３０分から 役場庁舎でお願いいたします。
議長	次回の総会は、６月２５日火曜日の午後１時３０分からということで 開催場所は、役場庁舎でお願いいたします。 （２）その他 事務局から何かありますか。
事務局	私の方からご連絡をさせていただきたいと思います。 農業者年金加入推進についてとなります。 ６月１日から１５日までの期間は農業者年金の加入促進月間となっております まして、皆様のお手元にパンフレットが２つ、あと一覧表が置いてあると思います。 パンフレットにつきましては加入促進活動についてということと、あと基本的な、年金これぐらいもらえますとかいう情報が書いてありますので、ご一読 いただければと思います。 また一覧表につきましてはですけれども、赤い字と黒い字で書かれている方が いると思います。黒い字につきましては過去に新規就農者となった方に対して 一度グッズを送って、実際に訪問していただいた方となります。 こちらにつきましては、事務局の方で文書の送付ということで、案内をさせて いただきます。 また赤い字につきましては、今年度ですね、新規就農者として事務局が把握 している方々となります。 特に佐藤瑠成さん、杉山和也さんにつきましては今年度加入促進の１年目と

	ということになりますので、水崎保好委員、内田委員に、後ほどグッズが届き次第ポストに投函させていただきますので、お忙しいとは思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。 以上となります。
議長	わからなかったところはないですね。
委員	（「ナシ」の声）
議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、以上で第 11 回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （ 13 時 50 分閉会）

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いないことを認めここに署名する。

令和 6 年 5 月 29 日

議 長 _____

署名委員（議席 番 _____）

署名委員（議席 番 _____）